

いめん御かぢあり、りしやうゐんかつもと、ゑんめいゐん御れい申さる、御たいめん同御かぢ申さる、三ぼうゐんどの御れい御申、御かぢあり、九でうどの、一でうどの、たかつかさど、九でうどの御おやこ御れい御申、御たいめんあり、そののちとざましゆ、せいぐわしゆのこらすをとこたち御たいめんあり、略中けんかうゐんちご御れい申、御たいめんやうくわんどのちやうらう二人御れい申略中めうゑん寺二そんゐんちおん寺正ほう寺せんくわんじせんりんじちやうらく寺、大さんゐん玄やうりんゐん、ゑん女だうのちうじかんかいじのこらす御れい申、ぎでう所にて御たいめんあり、一そく一ほんいづれものこらすまるるちおんゐんはわづらひとてさんだい申されず、

〔信尹公記〕慶長三年正月九日參内、二獻親王御方無獻也、聖門御出、二條殿、九條殿御門マデ迎送之衆廣橋父子、四辻少將、持明院侍從、山科侍從、萬里小路中納言、富小路、

〔孝亮宿禰記〕慶長六年正月九日、今日攝家井門跡公家衆、諸寺僧等參内、被申年始御禮予參禁中也、諸寺僧衆之分、早參次第帳ニ書付、令申御禮予書付之、獻上之次第如引付然間寺院之次第無之、

〔御湯殿の上の日記〕慶長十二年正月廿三日、玄よりにてせりやうへならせられ、とざまのをとこたちへ御たいめん、そなえやうも御れい申さる、一そくゑん上申ぐすししゆうも御れい申、十でう御くすりゑん上申、たうさんにつものごとく御あふきたぶめうほうゐん殿より御たるまゐる、かぢ井殿御玄でし、御むろの御所、せうろうゐん殿、たかづかさ中納言殿、ちうじやう殿、ふしみ殿、つねの御所にて御たいめんあり、こん二こんまゐる、このゑ殿より御たちをりかみまゐる、二でう殿御みまにて御たいめん、こん二こんまゐる、からすまるおやこ、やなぎはら、日のおやこ三人づね御所の御さしむしろにて御れい御申あり、てんはい御いたゞきあり、

〔信尋公記〕元和七年正月二日、已刻許參内、以進藤内々申入之處勅許、先季吉朝臣今日參内之由被